

東海市告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、告示の日から1箇月間東海市役所都市建設部土木課（4階）において一般の縦覧に供する。

令和7年9月22日

東海市長 花 田 勝 重

路 線 番 号	路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
04－ 679	宮ノ川8号線	東海市荒尾町宮ノ川34番3地先から 東海市荒尾町宮ノ川81番地先まで	
06－ 547	南屋敷8号線	東海市富木島町南屋敷2番1地先から 東海市富木島町南屋敷25番1地先まで	

